

久末総合公園（みずがめの郷）							単位（円）
施設区分	利用単位	市内者				市外者	【参考】現行使用料
		令和9年4月1日から 令和10年3月31日まで	令和10年4月1日から 令和11年3月31日まで	令和11年4月1日から 令和12年3月31日まで	令和12年4月1日以降	令和9年4月1日以降	
		施設使用料	施設使用料	施設使用料	施設使用料	施設使用料	施設使用料
野球場	1時間	1,140	1,160	1,180	1,210	2,420	1,100
テニスコート(オムニ)	1時間	250	250	260	260	520	220

- 備考
- 1 1時間を単位として利用する場合において、利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は1時間とみなして計算する。
 - 2 市内者とは、市内に居住する者、又は市内の事業所をいい、市外者とは市内者以外の者をいう。